## 下水道排水設備指定工事店異動届

年 月 日

太子町長様

住所

商号

印

太子町下水道条例第5条の8第2項の規定により、指定工事店として下記の事項において、異動が生じたので届けます。

記

異動事項 (番号)	異動日	異動前	異動後

	異動事項	添付書類
		・個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書(ただし、外国人に あっては、外国人登録済証明証及び経歴書とする。)
1	組織の変更(商号・役員・電話番号等)	・法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する住民票記載事項証明書、経歴書(ただし、外国人にあっては、外国人登録済証明証及び経歴書とする。)
2	代表者の異動	・(異動事項1)組織の変更と同様の書類
3	営業所の移転	・(異動事項1)組織の変更と同様の書類
	呂未別の移転	・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
4	専属する責任技術者の異動	《新たな登録の場合》 ・専属する責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類 ・専属する責任技術者の責任技術者証の写し
	予属)の具は1X間省の表判	《登録を抹消する場合》 ・抹消されたことが確認できる従業員名簿
5	住居表示の変更	・(異動事項1)組織の変更と同様の書類
	正石な小ツ友文	•太子町排水設備指定工事店証(原本)